

4 月号 (523 号)

独立行政法人日本芸術文化振興会 Y は、独立行政法人日本芸術文化振興会法（以下、「振興会法」という）及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立された独立行政法人である。Y の業務には、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動に対し資金の支給を行うこと等が含まれている（振興会法 14 条 1 項 1 号イ）。資金の支給には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「補助金等適正化法」という）が適用され（振興会法 17 条）、（不）交付決定には処分性が認められる。振興会法及び補助金等適正化法に、文化芸術振興費補助金による助成金の具体的な交付の要件等を定める規定はない。

Y の理事長は、「文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱」（以下、「本件要綱」という）を定め公表している。本件要綱に基づく助成金の交付手続は次のとおりである。助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付要望書を理事長に提出する。理事長は、外部の有識者で構成される芸術文化振興基金運営委員会（以下、「運営委員会」という）の議を経て、助成対象活動及び助成金の額の内定（以下、「交付内定」という）をし、要望提出者に通知する。劇映画の場合、企画意図に則した優れた内容の作品であること、スタッフ・キャスト等に高い専門性、新たな創造性が認められることが審査の基準とされる。交付内定の通知を受けた者は、その内容等を受諾する場合には、助成金交付申請書を理事長に提出する。理事長は、申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、交付決定（振興会法 17 条、補助金等適正化法 6 条 1 項）を行う。

映画製作会社である X は、その製作する映画（以下、「本件映画」という）の製作活動につき、助成金交付要望書を理事長に提出した。理事長は、運営委員会の議を経て 2019 年 3 月 29 日に本件映画の製作活動を助成対象活動とする交付内定（以下、「本件内定」という）をし、X に通知した。同年 6 月 18 日、本件映画の出演者の一人が、違法薬物を使用したとして、逮捕起訴され、有罪判決が確定した。X は、同年 7 月 2 日、助成金交付申請書を理事長に提出したが、理事長は、同月 10 日、本件助成金を交付しない旨の決定（以下、「本件不交付決定」という）をした。本件不交付決定に係る通知書で理由は次のように説明されていた。有罪判決が確定した出演者が出演している本件映画の製作活動に本件助成金を交付すると、Y が「国は薬物犯罪に寛容である」といった誤ったメッセージを発したと受け取られて、薬物に対する許容的な態度が一般に広まるおそれが高く、本件助成金の交付は、公益性の観点から適当ではない。

本件処分当時、本件要綱には、公益性の観点から適当でない場合に交付内定の取消しができる旨の規定はなかった。また、交付内定の取消しによらずに、交付申請に対する不交付決定ができる旨の規定もなかった。

X は、本件不交付決定の取消しを求めて訴訟を提起した。本件取消訴訟が適法に提起できることを前提として、X の請求が許容されるか、検討しなさい。